

貯蓄預金規定

1.(取扱店の範囲)

貯蓄預金(以下、「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外の払戻しは、あらかじめ当店で、届出の印鑑の印影との照合手続きが可能なものにかぎります。

2.(預金の払戻し)

(1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(暗証)により記名押印(暗証入力)してこの通帳とともに提出してください。

(2)前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しをおこないません。

3.(自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

4.(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

以上

2020年4月1日現在